

野田市水道料金等関連業務包括委託
電子計算処理システム仕様書

令和8年6月8日

野田市水道部

目次

第1章 電子計算処理業務の内容

1 電子計算処理業務の概要	1
2 電子計算処理業務の内容	1
3 帳票及び資料の作成	2
4 電子計算処理システムの準備	3

第2章 電子計算処理システムの設備等

1 業務の執行場所	4
2 電子計算処理システムの機器等（データセンター設備機器）	4
3 電子計算処理システムの端末等	4
4 通信回線	6
5 データセンター	6
6 電子計算処理システム稼働時間	6

第3章 電子計算処理システムの稼働等

1 上下水道料金システム等の全般に関する事項	7
2 受付業務に関する事項	7
3 検針業務に関する事項	8
4 調定業務に関する事項	9
5 収納業務に関する事項	9
6 未収金収納業務に関する事項	10
7 検定期間満了水道メーター交換管理に関する事項	11
8 給水装置工事台帳管理システムに関する事項	12
9 統計業務等に関する事項	13
10 下水道に関する事項	13
11 資料作成に関する事項	13
12 その他の機能	14

第5章 その他

1 協議・協力	15
2 稼働準備	15
3 状況報告	15
4 その他	15

野田市水道料金等関連業務包括委託電子計算処理システム仕様書

第1章 電子計算処理業務の内容

1. 電子計算処理業務の概要

電子計算処理業務の概要については、次の事項のとおりとする。

(1) 維持管理業務

- ア. 電子計算処理システムの維持管理
- イ. 上記システム及びシステムに係るネットワーク環境の設定
- ウ. ウィルスパターンファイルの更新
- エ. システム・ログの保存及び検査

(2) 電子計算処理業務

- ア. 日次及び月次の電子計算処理
- イ. 大量印刷処理及び圧着加工処理
- ウ. 日次、月次集計表及び報告書等の作成処理
- エ. 年次集計表及び報告書等の作成処理
- オ. 成果品チェック作業

(3) 集配業務

- ア. 納品準備（数量チェック等）
- イ. 成果品の配送及び発送作業
- ウ. 入力資料等の収集作業

(4) システムデータ及び帳票管理業務

- ア. 上下水道料金システム等のデータの管理
- イ. 帳票保管及び管理
- ウ. システムデータのバックアップ作業（日次、月次、年次）
- エ. バックアップデータの保管及び管理
- オ. システム及びバックアップデータの保管（遠地とする。）

(5) 支援業務

- ア. 業務に係るQ&A対応
- イ. 障害対応
- ウ. 委託者の職員に対する操作研修
- エ. 業務改善提案等

2. 電子計算処理業務の内容

電子計算処理業務の内容については、次の事項のとおり処理すること。

(1) 受付業務に関する電子計算処理

- ア. システムデータ等の更新、チェックは随時処理すること。

(2) 検針業務に関する電子計算処理

- ア. 検針予定データの作成は、スケジュールに基づき処理すること。
 - イ. ハンディターミナルで実施した検針済みデータの回収は、スケジュールに基づき処理すること。
- (3) 調定業務に関する電子計算処理
- ア. 仮調定は、スケジュールに基づき処理すること。
 - イ. 本調定は、スケジュールに基づき処理すること。
 - ウ. 納入通知書の出力及び圧着加工は、スケジュールに基づき処理すること。
 - エ. 金融機関への口座振替データ作成処理は、スケジュールに基づき処理すること。
 - オ. クレジットカード払い用のデータ作成処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (4) 収納業務に関する電子計算処理
- ア. コンビニエンスストア収納データ集信については、毎日処理すること。
 - イ. バーコード若しくはOCRで処理した収納済みデータの回収は、毎日処理すること。
 - ウ. 未収金収納用ハンディターミナルで実施した収納済みデータのシステムへの取り込みは、毎日処理すること。
 - エ. 仮入金処理は毎日処理すること。
 - オ. 入金処理は毎日処理すること。
 - カ. 口座振替処理は、スケジュールに基づき処理すること。
 - キ. 入金日計及び収納状況集計処理は、毎日処理すること。
 - ク. クレジットカード払い処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (5) 未収金収納業務に関する電子計算処理
- ア. 督促状、催告状等の出力及び圧着加工は、スケジュールに基づき処理すること。
 - イ. 口座振替不能分の再振替処理ができること。
 - ウ. 給水停止処理は、スケジュールに基づき処理すること。
 - エ. 不納欠損処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (6) 水道メーター管理に関する電子計算処理
- ア. 水道メーターの新規登録、メーター交換処理等は随時処理すること。
 - イ. 検定期間満了に伴う水道メーター交換処理等は、スケジュールに基づき処理すること。
- (7) 統計業務に関する電子計算処理
- ア. 月間統計処理は、スケジュールに基づき処理すること。
 - イ. 年間統計処理は、スケジュールに基づき処理すること。
- (8) その他、上記各号に付帯する業務
3. 帳票及び資料の作成
- (1) 受託者は、電算処理業務等に当たり、次の業務に付随する帳票及び資料を作成

するものとする。

ア. 受付業務

イ. 検針業務

ウ. 開栓業務

エ. 閉栓業務

オ. 調定賦課業務

カ. 収納業務

キ. 未収金収納業務

ク. 給水停止業務

ケ. 検定期間満了水道メーター交換管理業務

コ. 給水装置等管理関連業務

サ. その他、業務に必要とする帳票及び資料

- (2) アからオについては、市内全体、旧野田市分、旧関宿町分それぞれの資料を作成すること。

4. 電子計算処理システムの準備

電子計算処理システムの準備については、次のとおりとする。

- (1) 現行の電子計算処理システムから原則として全データを新電子計算処理システムへ移行すること。
- (2) 委託業務開始前に、3ヶ月以上の期間、新電子計算処理システムの試験処理を行い、現行の電子計算処理システムと整合していることを確認すること。
- (3) 委託業務開始前に職員へ十分な操作研修会を実施すること。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、電子計算処理システム及び導入機器について知識を有する主任技術者を選出し、電子計算処理システム等のQ&Aに対応するとともに、緊急を要する場合の電子計算処理システム機能追加作業等に支障がないように準備対応すること。
- (5) 電子計算処理システムの障害時はコールセンター等で受け付けし、迅速に復旧すること。
- (6) 電子計算処理システム及びバックアップデータの保管先（遠地とする。）については、あらかじめ文書により報告すること。
- (7) 契約完了後の物件撤去に要する費用は、受託者の負担とする。

第2章 電子計算処理システムの設備等

1. 業務の執行場所

- (1) 電子計算処理業務（納入通知書等の例月一括印刷処理等）は、原則として情報セキュリティ対策（24時間365日監視体制）及び災害対策を講じたデータセンター等で行わなければならない。

2. 電子計算処理システムの機器等（データセンター設備機器）

- (1) 機器の性能については、委託者が所有するデータ（現有の調定データ及び未納データ）を6年間分以上管理でき、安全かつ安定的に処理できるもの（サーバ等）とする。
- (2) ハードディスク等の記憶装置は二重化を行うこと。
- (3) 電子計算処理システムの障害発生時に、早期に切替えて稼動できるバックアップサーバ等を用意すること。
- (4) 無停電電源装置及びバックアップ装置を用意すること。
- (5) 印刷装置及びメールシーラーを用意すること。
- (6) 障害対応用の監視用端末を用意し、24時間365日、障害監視をすること。
- (7) テスト機及び代替機を常時設置すること。
- (8) ウィルス対策や侵入者対策を施すこと。

3. 電子計算処理システムの端末等

- (1) 電子計算処理システム端末（以下「端末」という。）及びプリンタ等の使用場所は、次のとおりとする。
 - ア. 水道部
 - イ. 下水道担当課
 - ウ. お客様センター
- (2) 端末等は次のとおり用意すること。
 - ア. 受託者が使用する端末等（お客様センター設置分）の数は、円滑な受託業務を行うために必要な台数を配置すること。
 - イ. 委託者が使用する端末等として、水道部に端末3台及びプリンタ2台を、下水道担当課に端末2台及びプリンタ1台を、それぞれ配置すること。また、必要に応じて収納金の消込機器等についても配置すること。なお、モニターの大きさはノート型の場合は15インチ以上、デスクトップ方の場合には23.8インチ以上とする。
- (3) 検針用ハンディターミナルは円滑な業務実施に必要十分な台数を用意するものとし、次の事項に対応すること。
 - ア. 未検針分のデータのチェックが行えること。
 - イ. 検針漏れの有無が確認できること。
 - ウ. 水量チェック（前回、前年同時期など）が容易にできること。
 - エ. お客様名、お客様番号、水道メーター番号、電話番号等で容易に検索がで

- きること。
- オ. 親子水道メーターの計算に対応していること。
 - カ. 検針用ハンディターミナルでお知らせ票の印刷が可能であること。
 - キ. 使用量が異常数値を示した場合、端末より調査対象水栓のチェックリストが出力できること。
 - ク. 検針用ハンディターミナルに複数の冊を取り込み、検針場所により検針データの切り替えが可能であること。
 - ケ. 検針用ハンディターミナルで今回分の使用量を計算し、料金表示が可能であること。
 - コ. 検針不能の場合は、検針員等が使用水量を認定し、異常の理由を選択した後、お知らせ票を印刷できること。
 - サ. お知らせ票には、今回請求料金及び前回口座振替済のお知らせまたはクレジットカード払いのお知らせを、同時に出力できること。
 - シ. 休止検針が可能であること。
 - ス. 検針用ハンディターミナルから水道メーター場所、水道メーター位置等を確認できること。
 - セ. 指針入力値の異常データや操作ミスの際には、検針用ハンディターミナルから警告音等を発すること。
 - ソ. 検針用ハンディターミナルにより、検針員への注意事項がポップアップ等で画面表示できること。
 - タ. 検針済一覧、未検針一覧、お知らせ票の再印刷が、検針用ハンディターミナルで容易にできること。
- (4) 未収金収納用ハンディターミナルは、業務実施に必要な十分な台数を用意するものとし、次の事項に対応すること。
- ア. お客様名、お客様番号、水道メーター番号、電話番号等で容易に検索ができること。
 - イ. 未収金収納用ハンディターミナルで領収書の印刷ができること。
 - ウ. 収納済一覧、訪問済一覧、領収書再印刷が未収金収納業務用ハンディターミナルで容易にでき、領収書発行・取消し枚数の確認ができること。
- (5) 精算用ハンディターミナルは、業務実施に必要な十分な台数を用意するものとし、次の事項に対応すること。
- ア. お客様名、お客様番号、水道メーター番号、電話番号等で容易に検索ができること。
 - イ. 水量チェック（前回、前年同時期などを基準に日割算出）ができること。
 - ウ. 精算用ハンディターミナルで領収書の印刷ができること。
 - エ. 収納済一覧、訪問済一覧、領収書再印刷が精算用ハンディターミナルで容易にでき、領収書発行・取消し枚数の確認ができること。
- (6) 検針用、未収金収納用及び精算用ハンディターミナルについては、紛失に備え

て、パスワードの誤入力を複数回行った場合にはロックするなど個人情報漏洩などのセキュリティに対し万全の対策を講ずること。

(7) その他、必要な機器等を用意すること。

4. 通信回線

(1) データセンターとお客様センター及び水道部、下水道担当課への接続回線は閉鎖網（専用回線）の光通信等で行うこと。

(2) 回線は、電子計算処理システムを最適に稼働できる通信速度であること。

5. データセンター

(1) データセンターは、24時間空調管理されていること。

(2) データセンターへの入退室については、適切に管理されていること。

6. 電子計算処理システム稼働時間

電子計算処理システムはオンライン運用とし、稼働時間等は次のとおりとする。

(1) 営業日の8時00分から20時30分までは稼働していること。

(2) 上記以外の時間帯については、委託者・受託者協議のうえで稼働できるものとする。

(3) 受託者は、営業日の8時30分から17時30分までの間は、電子計算処理システムに関するサポート体制を整えておくこと。また、緊急時は時間外も柔軟に対応すること。

第3章 電子計算処理システムの稼働等

1. 上下水道料金システムの全般に関する事項

上下水道料金システムは、水栓情報を基に検針情報、認定情報、収納情報、未収金情報等を一元管理できるものとし、次の事項に対応すること。

- (1) 上下水道に対応していること。
- (2) コンビニエンスストア収納（GS1-128）に対応していること。
- (3) クレジット収納に対応できること。
- (4) 消費税率の変更に対応できること。
- (5) 現行システムで作成された納入通知書（OCR）の消し込みが行えること。
- (6) セキュリティを考慮し、上下水道料金システムのアプリケーション及びデータはサーバに集中化させ、端末にはアプリケーション及びデータを常駐させない構成とすること。
- (7) 上下水道料金システムを円滑に運営する上で、最良なOS及びデータベースで動作し、メーカーのサポートがあるものとする。
- (8) 将来の拡張性（データの即時性等）を考慮し、各ハンディターミナルシステムのOSは、本体システムと互換性があり、メーカーのサポートがあるものを採用すること。
- (9) 委託者の職員及び業務従事者単位で使用制限を付加できること。
- (10) 各システム及び使用者権限ごとに、操作マニュアルを用意すること。
- (11) 変更履歴について、処理内容・処理日・処理者を端末上で確認できること。
- (12) 画面操作は、視覚的な要素（アイコン、ボタン、プルダウンメニュー等）を用いたGUIベースとし、初心者でも短期研修で操作ができること。
- (13) 画面展開においては、業務の流れに応じ必要な複数の処理画面を残しておくことが可能であり、前の画面等を再度検索することなく閲覧ができること。
- (14) 基本的には、現行システムで使用している用紙・様式を使用すること。ただし、野田市水道事業給水条例施行規程に定められている様式を除き、委託者・受託者とで協議し、変更できるものとする。

2. 受付業務に関する事項

受付業務に関する事項は、次の処理が可能であること。

- (1) 開栓処理
 - ア. 新設（給水台帳）の登録ができること。
 - イ. 電話等での開栓受付が画面を見ながら容易にできること。
 - ウ. 開栓予約等の予約管理及びリスト出力ができること。
 - エ. 件数等の集計リスト出力ができること。
- (2) 閉栓処理
 - ア. 閉栓理由、納付区分、転居先等の情報入力ができること。
 - イ. 電話等での閉栓受付が画面を見ながら容易にできること。

- ウ. 閉栓予約等の予約管理及びリスト出力ができること。
 - エ. 件数等の集計リスト出力ができること。
 - オ. 閉栓手数料の収納処理ができること。
- (3) 再開栓処理
- ア. 再開栓処理に必要な水栓情報を、旧水道使用者等から新水道使用者等に引き継ぐこと。
 - イ. 電話等での再開栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
 - ウ. 再開栓予約等の予約管理及びリスト出力ができること。
 - エ. 件数等の集計リスト出力ができること。
- (4) 検索処理
- ア. 複数検索条件（7項目以上及び複合検索）の指定で絞り込みができること。
 - イ. システムに蓄積されたデータが全て検索できること。
 - ウ. 過誤納金は、還付情報、充当情報が詳細に分かること。
 - エ. 使用者情報等は、速やかに展開できること。
 - オ. 年間（期日指定）で使用水量の集計一覧（使用者ごと）が確認できること。
- (5) 異動処理
- ア. 当該時点において検索した情報が継続されること。
 - イ. 異動処理を行うための専用画面（口座登録、クレジットカード払い登録、水道メーター交換等）が用意されていること。
 - ウ. 原則として異動処理画面への展開または異動処理の実行には、パスワードの入力が必要であること。
 - エ. 異動前の情報は画面等で確認できること。
 - オ. 使用者情報処理は、全ての項目が修正できること。
- (6) 納入通知書等発行処理
- ア. 各種納入通知書等が容易に出力できること。
 - イ. 発行件数等のリスト出力ができること。
3. 検針業務に関する事項
- 検針業務に関する事項は、次の処理が可能であること。
- (1) 検針処理
- ア. 検針データを容易に作成することができ、検針用ハンディターミナルへのデータ送信・受信が容易にできること。
 - イ. 検針用ハンディターミナルから検針結果のデータが受信可能なこと。
 - ウ. 検針結果の一覧表及び異常水量の一覧等、帳票出力が可能なこと。
 - エ. 検針データの訂正及び料金更正が可能なこと。
 - オ. 端末からも検針票が出力可能なこと。
- (2) 検針用ハンディターミナルに関する事項

- ア. 検針用ハンディターミナルの機能については本仕様書に定めた業務を漏れなく、滞りなく処理できることを基本とし、委託者・受託者で十分な協議により詳細仕様を策定し、開発を行うものとする。
- イ. 上下水道料金システムとのデータの送受信が容易にできること。
- ウ. 上下水道料金システムとのデータの送受信は、原則としてネットワークを経由してやり取りができること。
- エ. 第三者が閲覧及び改ざんができないように、データは全て暗号化されていること。
- オ. 特定の使用者を検針したい場合、検針地区、お客様名、お客様番号、水道メーター番号、電話番号等の複数の方法により検索が可能なこと。
- カ. 検針票に、口座振替済のお知らせ（口座振替結果）またはクレジットカード払いのお知らせの出力が可能であること。
- キ. 検針票には、使用者への通知等を自由に打ち出すことができる欄があること。
- ク. 検針データの作成及び検針後のデータの送受信は、複数かつ同時に実行できること。

4. 調定業務に関する事項

調定業務に関する事項は、次の処理が可能であること。

(1) 調定処理

- ア. 納入通知書（大量印刷・単票印刷）の出力ができること。
- イ. 納入通知書を送付先単位にも出力できること。
- ウ. 納入通知書の発行及び再発行（画面上に再発行済の表示（発行年月日等含む））ができ、発送日及び納入期限の履歴管理ができること。また、本調定以前に発行した場合は、例月の納入通知書印刷は不要にできること。
- エ. 調定更正（減免等）が現年度、過年度でできること。
- オ. 同一調定月に同一水栓に対して複数の調定を作成できること。
- カ. 使用状況等により認定処理ができること。
- キ. 認定一覧がリスト出力できること。

(2) 不納欠損処理

- ア. 不納欠損処理ができること。
- イ. 欠損予定、欠損確定者のリストを年、調定月等の範囲指定で出力できること。

5. 収納業務に関する事項

収納業務に関する事項は、次の処理が可能であること。

(1) 収納消込処理

- ア. コンビニエンスストア収納データを受信でき、仮入金処理ができること。
※仮入金とは、金銭は受領しているが、本入金されていない場合
- イ. 未収金収納用ハンディターミナルを導入する場合には、ハンディターミナ

- ルより収納データを集信でき、仮入金処理ができること。
 - ウ. バーコード若しくはOCRでの消し込み処理が可能なこと。
 - エ. 二重消込及び調定額を超える消込額については、過誤納金処理を同時に行えること。
 - オ. 一つの料金について、料金を分割した納入通知書の出力ができ、分割納付時の消込に対応していること。
- (2) 過誤納金処理
- ア. 還付及び充当処理が画面で入力でき当該通知書等のリスト出力ができること。
 - イ. 還付及び充当情報（発生日、対象金額、連絡日等）が画面で照会、かつ当該リストが出力できること。
 - ウ. 還付及び充当した件数と金額が管理できること。
 - エ. 複数の調定に充当処理ができ、かつ当該通知書及びリスト等が出力できること。
- (3) 口座処理
- ア. 口座振替払いと納入通知書払いを調定月毎に選択できること。
 - イ. 再振替ができること。
 - ウ. 口座振替のデータ受渡しは伝送扱いができること。
 - エ. 金融機関ごとに口座振替、口座振替済、口座振替不能、口座再振替、各通知書及びリストの出力ができること。
 - オ. 処理件数等のリストが出力できること。
- (4) クレジット処理
- ア. クレジットカード払いと納入通知書払いを調定月毎に選択できること。
 - イ. クレジットカード払い不能一覧の出力ができること。
 - ウ. 処理件数のリストが出力できること。
 - エ. クレジット手数料の上下水道の負担割合が明確に区分できること。
- (5) 分納処理
- ア. 分納の納入通知書の出力ができること。
 - イ. 分納情報が、画面で照会できること。
 - ウ. 発行件数等のリストが出力できること。
6. 未収金収納業務に関する事項
- 未収金収納業務に関する事項は、次の処理が可能であること。
- (1) 督促・催告処理
- ア. 督促状、催告状の出力ができること。
 - イ. 発行履歴が管理でき、画面で参照ができること。
 - ウ. 発行件数等のリストが出力できること。
- (2) 給水停止処理
- ア. 給水停止予告について、給水停止予告書の出力ができること。

- イ. 給水停止について、給水停止通知書及び給水停止執行通知書の出力ができること。
 - ウ. 月例処理以外でも給水停止執行通知書が発行できること。
 - エ. 発行履歴が管理でき、画面で参照ができること。
 - オ. 発行件数等のリストが出力できること。
- (3) 未収金管理処理
- ア. 未納者一覧等の照会及びリスト出力ができること。
 - イ. 未収金収納の訪問記録や交渉記録を登録及び照会できること。
 - ウ. 日付別で管理し、一覧リストが出力できること。
 - エ. 未収金収納用ハンディターミナル用の未収金データが抽出できること。
 - オ. 未収金収納用ハンディターミナルへ未収金データが送信できること。
 - カ. 未収金収納用ハンディターミナルから収納データが受信できること。
- (4) 未収金収納用ハンディターミナルに関する事項
- ア. 未収金収納用ハンディターミナルの機能については、本仕様書に定める業務を漏れなく、滞りなく処理できることを基本とし、委託者・受託者協議により詳細仕様を作成し、開発を行うこと。
 - イ. 電子計算システムとのデータの送受信が容易にできること。
 - ウ. 電子計算システムとのデータの送受信は、原則としてネットワークを経由してやり取りができること。
 - エ. 第三者が閲覧及び改ざんができないように未収金データは、全て暗号化されていること。
 - オ. 未納者の実態把握が容易にでき、検索（日付等）で分類リスト出力ができること。
 - カ. 交渉経過を簡単な方法（選択方式等）で即時入力できること。
 - キ. 領収書等はナンバーリング管理し、紛失及び不正防止等の対策を行うこと。
 - ク. 明示的な画面構成により、操作が簡単であること。
 - ケ. 予定及び約束管理が細かなレベルで行え、過去の交渉経過も容易に参照可能であること。
 - コ. 特定の未納者を訪問する場合、住所・氏名や約束日等、複数の方法により検索が可能なこと。
 - サ. 未収金データの作成及び収納データの吸い上げについては、複数かつ同時に実行できること。
7. 検定期間満了水道メーター交換管理に関する事項
- 検定期間満了水道メーター交換管理に関する事項は、次の処理が可能であること。
- (1) 交換伝票の作成ができること。
 - (2) 交換履歴の管理ができること。

(3) 地域別に検定期間満了水道メーター、水道メーター一覧リストの出力ができること。

(4) 水道メーター交換のお知らせ（はがき）が印刷できること。

8. 給水装置工事台帳管理システムに関する事項

給水装置工事台帳管理システムは、給水装置の各申請工事（新設、改造、修繕、撤去など）における受付から竣工までの進捗管理ができ、それに伴う給水申込納付金及び各種手数料等の調定・収納情報等を一元管理できるものとし、次の処理が可能であること。

(1) 給水装置工事台帳管理

ア. 給水装置工事承認申請書の登録、照会、更新ができること。

イ. 加入金及び各種手数料の調定、消込、還付、督促処理ができること。

ウ. 工事進捗状況及び収納状況を照会、出力できること。

(2) 指定給水装置工事事業者管理

ア. 指定給水装置工事事業者情報の登録、照会、更新ができること。

イ. 工事事業者別の各集計が可能であること。

(3) 水道メーター管理

ア. 水道メーターの登録、照会、更新ができること。

(4) 親メーター管理

ア. 親メーター情報の登録、照会、更新ができること。（親水栓番号・子水栓番号等情報）

(5) 帳票印刷機能

ア. 納入通知書兼領収書（給水申込納付金・各種手数料等）

イ. 納入通知書発行一覧表

ウ. 期限超過未納者リスト

エ. 給水装置工事未竣工台帳

オ. 月報（工種別件数集計表）

カ. 統計表（給水申込納付金、各種手数料、水道施設負担金）

キ. その他帳票

(6) その他

ア. システム間のデータ連携ができること。（新設情報の上下水道料金システムへの移行、調定及び収納データの会計システムへの移行）

イ. ユーザ管理（パスワード・使用者権限）ができること。

ウ. コード管理ができること。

エ. 更新履歴管理ができること。

オ. ログ管理ができること。

カ. データのバックアップができること。

キ. ヘルプ機能（マニュアル閲覧含む）があること。

ク. 料金改定の対応ができること。

9. 統計業務等に関する事項

統計業務等に関する事項は、次の処理が可能であること。

- (1) 各種統計資料を出力できること。
- (2) 下水道普及率及び水洗化率の統計資料を出力できること。
- (3) 統計データをテキスト形式で出力できること。

10. 下水道に関する事項

下水道に関する事項は、次の処理が可能であること。

- (1) 下水道番号により検索できること。
- (2) 下水道開始日、下水道番号等の下水道情報の異動処理ができること。
- (3) 下水道情報は、下水区分を3桁とし、排水設備計画確認申請書を提出した指定工事店のコードを入力できること。
- (4) 下水道認定水量、下水道人口データで下水道使用料が自動料金計算できること。
- (5) 下水道途中接続の下水道使用料について、自動料金計算ができること。
- (6) 下水道使用料の減免は、汚水排除量を個別入力することで自動料金計算ができること。
- (7) 下水道のみの使用者のお知らせ票を出力できること。
- (8) 下水道のみの使用者についても、異動処理及び自動料金計算等の処理ができること。
- (9) 帳票印刷及びデータ抽出機能
 - ア. 下水道使用料調定表
 - イ. 下水道使用料収納表
 - ウ. 用途別・段階別統計表
 - エ. 未収金状況表
 - オ. 流域下水道関連公共下水道処理区域における水洗化人口等調書
 - カ. 公共下水道汚水量
 - キ. 下水道井戸のみ使用者全件リスト
 - ク. 使用者開栓リスト
 - ケ. 下水道高額未納者リスト
 - コ. 特定排除量リスト
 - サ. 下水道使用者開始リスト
 - シ. 下水道未接続等情報検索リスト
 - ス. 使用開始受付データ
 - セ. 下水道所在地住所データ
 - ソ. その他帳票

11. 資料作成に関する事項

次の業務等に付随する資料が作成できること。

- (1) 受付業務

- (2) 検針業務
- (3) 開栓業務
- (4) 閉栓業務
- (5) 調定賦課業務
- (6) 収納業務
- (7) 未収金収納業務
- (8) 給水停止業務
- (9) 検定期間満了水道メーター交換管理業務
- (10) 給水装置等管理関連業務
- (11) その他、業務に必要とする帳票及び資料

1 2. その他の機能

その他機能については、次の処理が可能であること。

- (1) 領収済証明書及び閉栓証明書の発行ができること。
- (2) 口座振替分の領収書の発行及び発行履歴管理ができること。
- (3) 通常の帳票及びリスト以外も、容易にデータベースからデータを取り出し、表計算ソフト等で各種統計資料の作成ができること。
- (4) 料金改定等のマスターデータ変更が容易にできること。
- (5) データを適宜バックアップでき、故障時にはリロードして運用できること。
- (6) 銀行等の合併等による使用者情報の変更にデータの作成及び更新ができること。
- (7) 消費税の変更に対応できること。
- (8) 過大な投資をすることなく、かつ将来の人口増、サービス拠点増等に伴うシステムの拡張、変更等に柔軟に対応できるよう努めること。
- (9) 保守、修正、機能追加が容易にできるような工夫が施されていること。

第4章 その他

1. 協議・協力

(1) 本仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者で協議、協力し、対応するものとする。

2. 稼動準備

受託者は、電算処理及び運用業務を実施するに当たり、次に掲げる措置を速やかに実施しなければならない。

(1) スケジュールを作成し、委託者に提出しなければならない。

(2) 受託者の負担と責任により、委託業務に係る設備及び電子計算処理システム（上下水道料金システム、検針用ハンディターミナルシステム、未収金収納用ハンディターミナルシステム、精算用ハンディターミナルシステム、給水装置工事台帳管理システム等）を用意し、運用管理の準備、運用要員の確保、研修等を行い円滑な委託業務の実施に向け遺漏のないよう努めなければならない。

(3) 電子計算処理システムは、受託者が開発したものとし、受託者の責任において管理及び対応ができるものでなければならない。

3. 状況報告

本番稼動までの間、受託者は委託者の要請により随時、進捗状況を報告するものとする。

4. その他

受託者は、本番稼動までに委託業務に係る電子計算処理フロー図、システム説明書及びマニュアル等を作成し、委託者に提出しなければならない。